

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

## I 現状

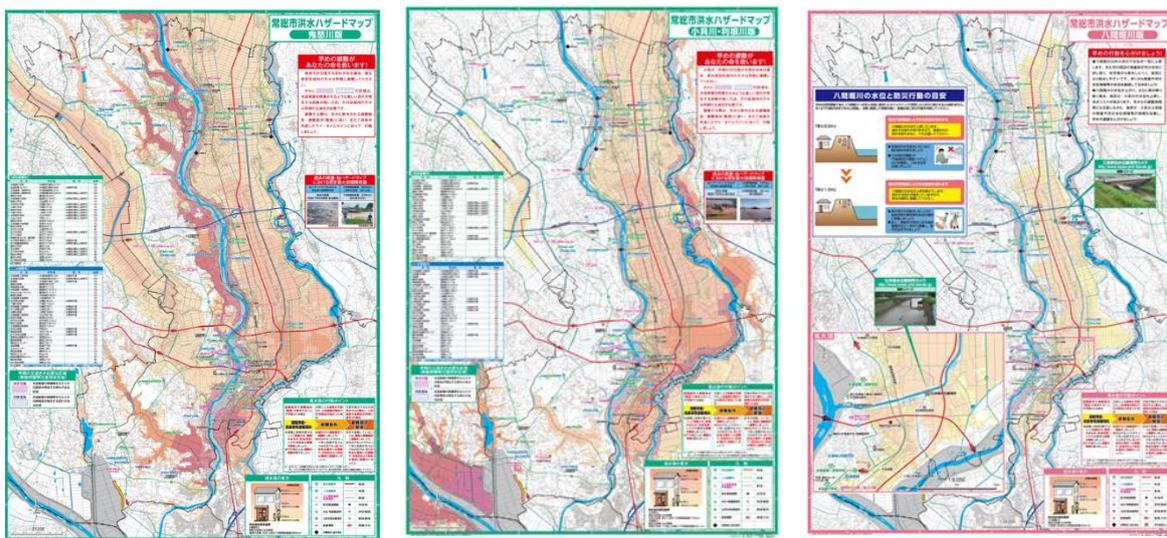
### (1) 地域の災害リスク

当会の管轄する常総市は南北に約 20km 東西に約 10km の広がりを持ち、面積は 123.64 k<sup>2</sup>。本市のほぼ中央には一級河川の鬼怒川、東側のつくば市との境界には小貝川が流れているとともに、両河川の中央には八間堀川が流れている。東部の低地部は広大な水田地帯、西部は丘陵地となっており集落や畑地、平地林が広がっている。住宅地や工業団地、ゴルフ場なども造成され、近郊整備地帯として都市機能の強化も図られている。

#### ① 洪水

平成27年9月の関東・東北豪雨の影響で、当市北部の若宮戸では溢水、三坂町では約200 mにわたって堤防が決壊し、市域のおよそ3分の1にあたる約40k<sup>2</sup>が浸水する甚大な被害となった。また、排水作業が実施されたにも関わらず、宅地等の浸水が解消するまでにおよそ10日間を要した。常総市の人的被害は、災害関連死を含め死者14名、負傷者44名。住宅被害は全壊53軒、半壊 5,120軒、床上浸水193軒、床下浸水2,508軒に及んだ。救助者は4,258名に及び、ピーク時には6,223名の避難者が避難所生活を余儀なくされた。当市の洪水ハザードマップでは鬼怒川の東側護岸一帯は早期避難区域としての指定があり、農業地域や商業地域が集中している東側は全域で3m~5mの浸水が予想されている。当会や市役所のある水海道の市街化区域では浸水高3m、農業地域の犬生地区では5m超の浸水予想となっている。

「常総市洪水ハザードマップ：左（鬼怒川）中（小貝川）右（八間堀川）」

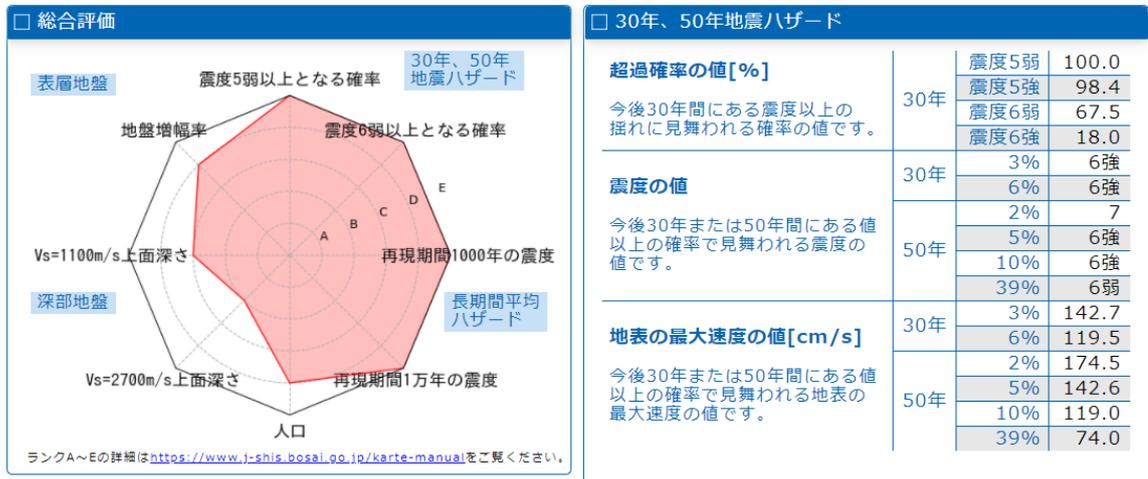


(出典：常総市地域防災計画)

②地震災害

地震ハザードステーションの防災地図（中心位置：常総市役所）によると、今後30年間に於いて震度6弱以上の地震が67.5%以上、震度5弱以上の地震が100%以上の確率で発生すると言われている。

	メッシュコード	中心緯度、経度	住所	標高	メッシュ内人口
	5439072934	36.0240N,139.9922E	茨城県常総市水海道諏訪町 付近	13m	250~300人



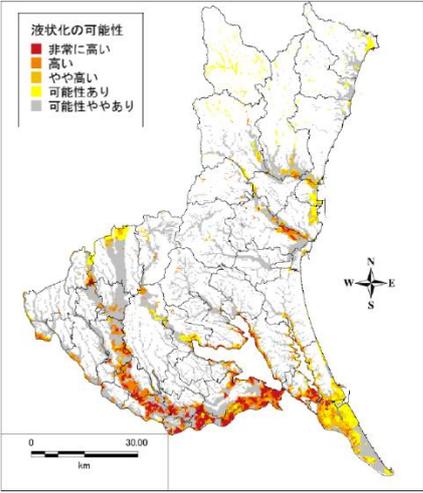
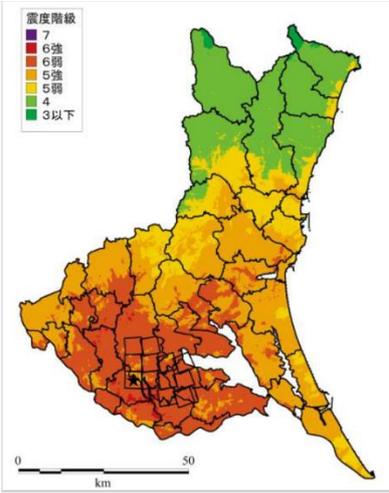
(出典：J-SHIS「地震ハザードカルテ 2020年基準」)

茨城県では平成30年12月に7つの地震を対象とした地震被害想定表を発表した。当市の付近では茨城県南部地震、埼玉県境を震源とする地震が想定されており、仮に茨城県南部地震が発生した場合の当市震度は6弱が想定され、最大被害状況は下記ようになる。

茨城県南部の地震による本市における想定震度及び想定被害

		冬深夜	夏12時	冬18時
最大震度		6強		
建物被害 [棟]	全壊・焼失	314棟	304棟	620棟
	半壊	2,476棟	2,476棟	2,476棟
人的被害 [人]	死者数	16人	7人	12人
	負傷者数(うち重傷者数)	322人(20人)	171人(13人)	234人(19人)
ライフライン被害(直後) [%]	電力(停電率)	92%		
	上水道(断水率)	96%		
	下水道(機能支障率)	92%		
	都市ガス(供給停止率)	100%		
	固定電話(不通回線率)	92%		
避難者 [人]	当日	3,622人	3,607人	4,093人
	1週間後	5,327人	5,312人	5,782人
	1ヶ月後	3,201人	3,186人	3,676人
災害廃棄物 [トン]	災害廃棄物量	129,488トン*		

※ 県被害想定をもとに、災害廃棄物対策指針の発生原単位を用いて算出

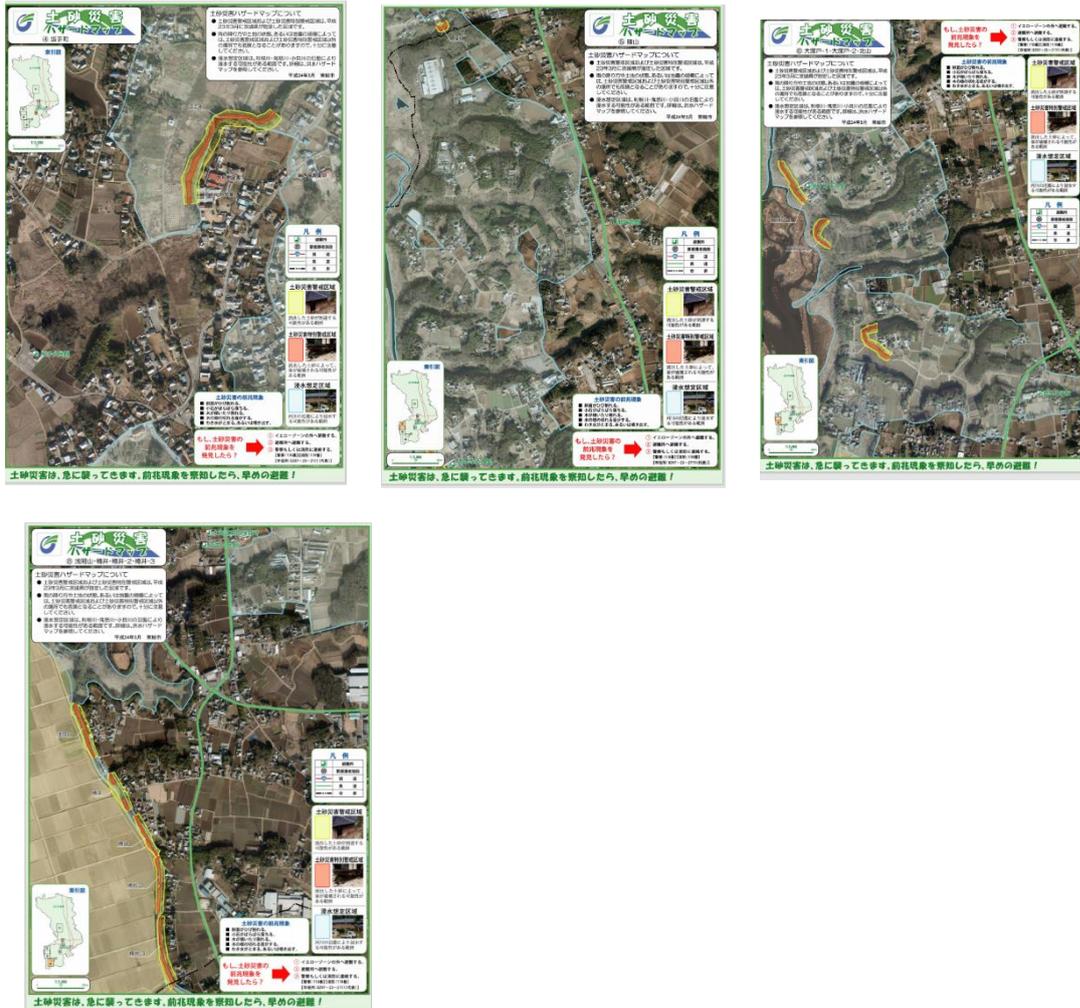


(出典：常総市地域防災計画)

### ③土砂災害

当市の土砂災害の災害発生予想ヶ所としては12ヶ所（大輪町築地・豊岡町3ヶ所・坂手町・大塚戸町篠山・大塚戸3ヶ所・菅生町北山・菅生町向地・菅生町樽井・菅生町山）が想定され、急傾斜地の崩壊が予想されるが市街地からは離れており被害は最小限と想定されている。





(出典：常総市土砂災害ハザードマップ)

#### ④ (感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。新型コロナウイルス感染症ではほぼ全ての業種で影響があり、飲食業では休業や営業時間短縮、また、小売業やサービス業では外出自粛要請による売上の急激な減少等が見られ、さらに製造業や建設業では、従業員の罹患による生産の遅延や部品材料等の遅延による工期の延長などによる利益の圧迫等の影響が出ている。

#### (2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 2,765人
- ・ 小規模事業者数 2,148人

##### 【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	432	423	市内に広く分布している
	製造業	450	358	市街地から少し離れた地域に多い工業団地等
	卸売り・小売業	679	421	市街地の商店街を中心に市内に広く分布している
	サービス業	936	780	市街地の商店街を中心に市

				内に広く分布している
	金融・保険業	24	8	市街地に多い
	運輸・通信業	150	67	市街地から少し離れた地域に多い
	不動産業	94	91	市街地に多い
	合 計	2,765	2,148	

(出典：常総市令和2年度版統計書)

### (3) これまでの取組

#### (1) 当市の取組

- ・常総市防災基本条例の制定
- ・常総市地域防災計画の策定
- ・常総市業務継続計画および受援計画の策定
- ・常総市国土強靱化地域計画の策定
- ・マイ・タイムラインの推進
- ・常総市防災ガイドブック全戸配布
- ・常総市水害ハザードマップ、地震ハザードマップの作成/配布
- ・常総市揺れやすさマップ作成
- ・防災行政無線・防災ラジオシステム整備及び情報伝達手段の多様化・一元化の促進
- ・指定避難場所および福祉避難所の指定
- ・災害応援協定の締結
- ・自主防災組織結成促進事業の推進
- ・防災士育成および防災士連絡協議会の結成
- ・公立学校における一斉防災訓練・防災教育の実施
- ・鬼怒川・小貝川減災対策協議会による広域避難計画作成
- ・常総市新型コロナウイルス等対策行動計画の策定
- ・常総市新型コロナウイルス感染症に伴う支援策（協力金・補助金・緊急融資等）

#### (2) 当会の取組

##### (自然災害)

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・直接被害で罹災された事業者や間接被害で影響を受けている事業者を対象に制度融資を利活用した融資相談会の開催
- ・水害復興支援金の申請手続き
- ・商工会青年部を中心にした災害復興活動
- ・商工業者の被災状況の調査及び関係機関への報告
- ・優遇税制や国・県の災害施策の情報提供

##### (感染症)

- ・相談窓口の設置
- ・茨城県・常総市・茨城県商工会連合会と連携した感染拡大防止に向けた情報提供
- ・感染症の感染拡大により売上の大幅な減少を余儀なくされた事業者を対象に、制度融資を利活用した融資相談
- ・当会の会員を対象に企業活動にどのような影響を受けているか等の実態調査を実施
- ・常総市出前テイクアウト推進事業への協力
- ・イベントの中止
- ・国の持続化給付金や休業要請の対応等関連する施策の情報提供

- ・小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）並びに各種協力金や支援金の申請支援

## II 課題

- ・現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性を踏まえた具体的な体制の構築やマニュアル整備がなされていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、災害復旧への備えとなる保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

(当会の課題)

- ・常総市と常総市商工会における災害時の取組は、令和3年4月の「常総市地域防災計画 第1編 総則 第5章 各機関の業務大綱・第1節 防災に携わる組織・第9 公共的団体 その他防災上必要な施設の管理者・1 産業経済団体（JA常総ひかり、常総市商工会）で、被害調査に関すること、物資・資材等の供給確保及び物価安定に関すること、融資希望者の取りまとめ斡旋等に関すること」と規定されているが、その具体的な協力体制や対応に関するマニュアルが整備されていない。
- ・当会の所在地が地震の被害や河川氾濫に伴う浸水の可能性が高く、発災時に早急な対応の拠点として機能しない可能性がある。
- ・BCPに沿った緊急対応のトレーニングが十分にないため、緊急対応の知識・行動を職員に周知・教育できていない。
- ・当会には、有事の際の防災経験および訓練自体の経験が少ない職員も在籍しており、今後はハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集、防災意識の高揚が急務である。
- ・感染症リスクを考慮するとテレワークや遠隔地とのやりとりにおけるオンライン会議システム等の仕組みづくりが必要である。
- ・職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。

(管内事業者の課題)

- ・管内事業者のBCPあるいは事業継続力強化計画の承認企業数が10件程度と十分でなく、啓発活動の強化が必要である。
- ・事業者に向けて、地域の災害リスクに関する情報周知が不足している。
- ・管内事業者には小規模事業者(特に家族のみで経営している事業者)が多く、BCPへの関心が低く、BCPに取組む意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分。
- ・当会の事業者に対する支援においても事業計画策定支援や販路開拓支援が中心になっておりBCPに関する支援は少なく支援の比重も低いいため、BCPのメリットや必要性について事業者に周知が進んでおらず、BCPの策定支援まで繋がっていない。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがある。感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、令和3年までにBCPを作成予定。

- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
  - 事業継続力強化計画認定 8社
  - 各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む）8社  
（火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他）
- ・感染症リスクに対しても、当会において感染症発生時には速やかに保健所や医療機関への報告、当会館の消毒や閉館の考え方など感染拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。また、館内の感染予防対策を行った上での来客者対応、オンライン会議システム等を活用した相談窓口体制などの感染症リスクに機動的に対応できる体制構築も同時に図る。

#### IV その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

## (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和4年4月1日～令和9年3月31日)

## (2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

- ・当市と本計画を策定し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画等）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画等、その他即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 当会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年に事業継続計画（BCP）を作成済。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・損保会社等に専門家の派遣を依頼し、市内事業者を対象に普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。また、関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼やリーフレット設置を依頼する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・事業者BCP策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどのフォローを行う。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、本市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）。

## < 2. 発災後の対策 >

### ■大規模自然災害

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況等（家屋被害や道路状況等）を当会と本市で共有する。）

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と本市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨における例）

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員の被災等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①相談窓口の設置</li> <li>②被害調査</li> <li>③経営課題把握</li> <li>④復興支援業務</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①相談窓口の設置</li> <li>②被害調査</li> <li>③経営課題把握</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

#### 3) 被害情報の共有

- ・本計画より当会と本市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

### ■感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

### 1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えるリスクについて周知する。

### 2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

### 3) 被害情報の共有

- ・当市と当会は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

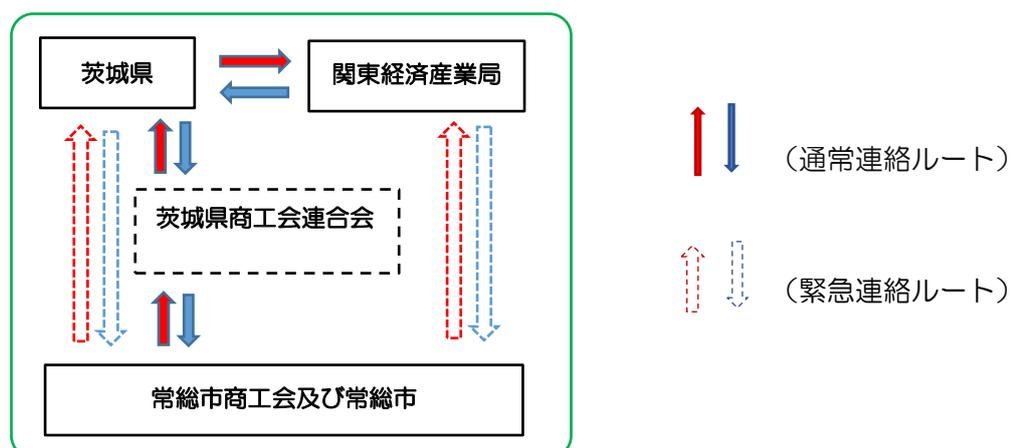
### 4) 被害情報の報告

- ・当市と当会とで情報を共有した上で、当市においては県が定める期日までに県へ報告する。また、当会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

## < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は当市より茨城県へ報告する。

#### (連絡体制)



(被害状況様式) 茨城県産業戦略部災害対応マニュアル様式

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 当会は、相談窓口の開設方法について当市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 管内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、管内小規模事業者等へ巡回訪問や説明会、HP等で周知する。

< 5. 管内小規模事業者に対する復興支援 >

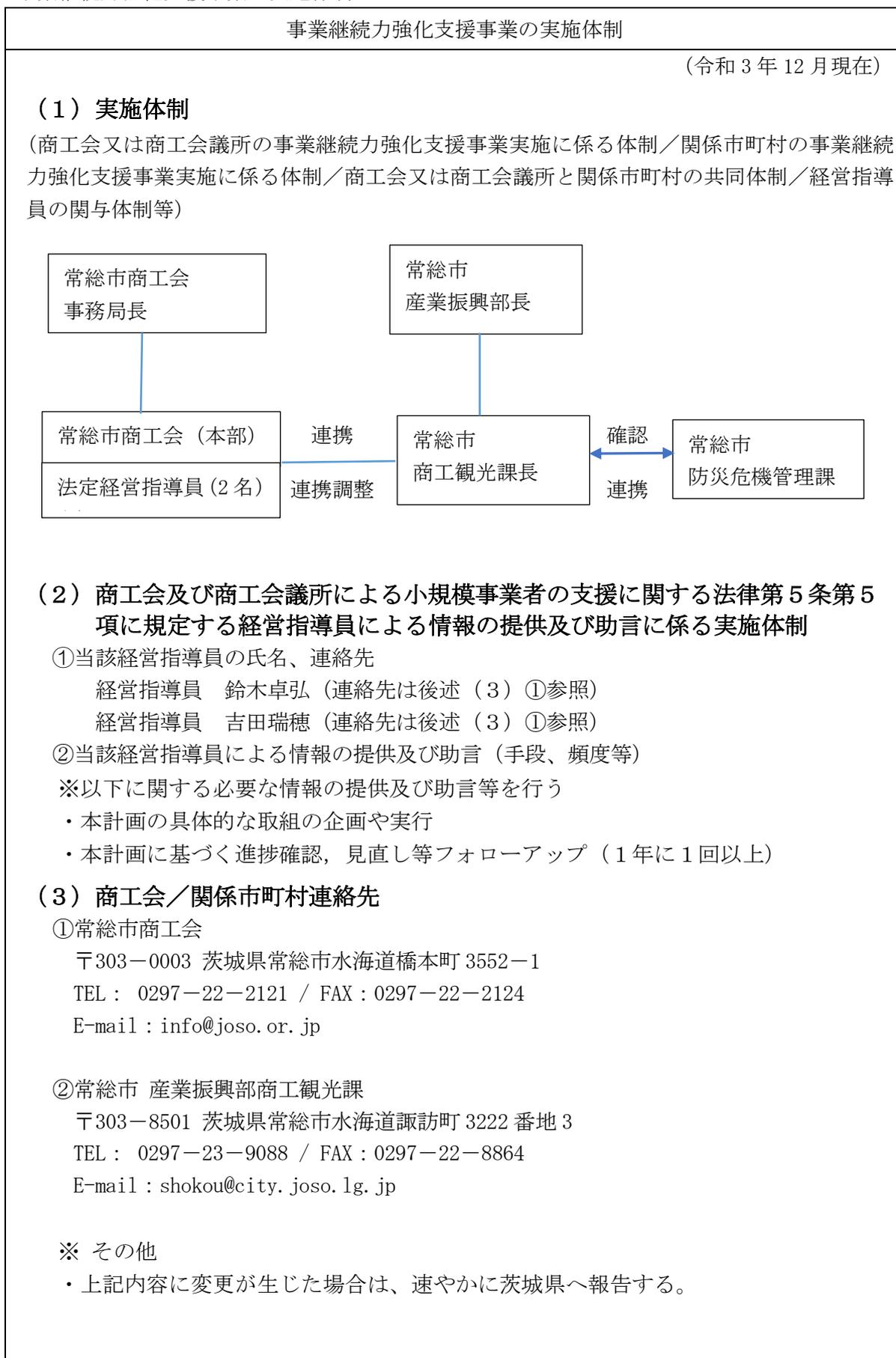
- ・ 茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、常総市補助金、茨城県補助金、事業収入 等 但し、専門家派遣・セミナー開催等で連携する損保会社等が無償で派遣承諾頂いたときは、当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携者なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等